

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金

事業概要

市町村が行う、地域まちづくり計画で定める「コンパクト」エリア内の商店街等で実施する空き店舗活用の支援に対して、経費の一部を県が市町村に対して補助します。

募集期間

令和7年4月1日から令和8年1月30日

※申請書類は市町村から県へ提出
申請の都度、書面審査を行い採択の可否を決定します。採択額が予算に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

補助対象者	市町村
事業実施主体	商店街等、商工団体、民間事業者等
補助上限額	市町村負担額と同額 ※市町村から事業実施主体への補助額（県負担額を含む）は、 補助対象経費の4分の3を上限としています。
補助対象経費	空き店舗の改修に係る経費
市町村の申請要件	下記条件①②すべてを満たすこと

条件①	地域まちづくり計画が県に提出されていることが確認でき、事業年度内に県ホームページで公表されること
条件②	地域まちづくり計画において、「コンパクト」事業として空き店舗活用が位置付けられていること

対象事業の要件

下記条件③④すべてを満たす空き店舗等改修事業

条件③	条件②のエリア内にある商店街の区域内に所在する空き店舗等を活用するものであること ※商店街がない市町村においては、立地適正化計画における都市機能誘導区域の考え方に基づいた区域内で、一定程度商業集積している区域
条件④	改修後の空き店舗は、コンパクトの要件である「人々が集まり交流する拠点の形成を図るもの」や「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たす内容であること

事業完了期限 令和8年3月20日（金）※実績報告書提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は事業完了期限のいずれか早い日

(注1) 事業実施主体が事業に着手できるのは、県及び市町村の交付決定の通知があった日以降です。
(注2) 県及び市町村の交付決定前に生じた費用は、全て補助対象外となりますのでご注意ください。
(注3) コミュニティ形成の条件を満たしていない、営業を開始していない等、交付決定の内容や前提と異なる場合は、補助金交付要領第9条に基づき補助金の返還を求める場合があります。

補助スキーム

市町村補助金 最大 **3/4**

財源※1

県 **3/8**

市町村 **3/8**

補助金※2

事業実施主体

1/4

※1 県から市町村への補助金は市町村の負担額と同額以下

※2 市町村から事業実施主体への補助額（県負担額を含む）は、補助対象経費の4分の3が上限

補助のイメージ

【事例①】 市町村補助率**1/2**の場合 （《財源》市町村一般財源 1/4、県補助金 1/4）

補助対象経費
160万円

市町村 80万円

事業者負担 80万円

県 40万円

【事例②】 市町村補助率**3/4**の場合 （《財源》市町村一般財源 3/8、県補助金 3/8）

補助対象経費
160万円

市町村 120万円

事業者負担 40万円

県 60万円

コミュニティ形成に資する活用の参考事例

改修前



特徴

商店街にあった空き店舗を改修し、コワーキング、イベント、ミニショップなどに使えるシェアスペースに。

平日は仕事場、週末は手芸教室やトークイベントなどを開催し、地域住民の交流の場となっている。

改修後



(※) 補助事業実施前・実施後・完了から1年以内の3時点で成果指標を計測し、成果指標に基づく事業実施効果報告をお願いします

お問い合わせ先

埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課（商業担当）

【住所】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】 048-830-3761 【Fax】 048-830-4812 【E-mail】 a3750-11@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコミ
コパトン&さいたまっ子